

関東学院大学大沢記念建築設備工学研究所簡易受託研究内規

(昭和53年3月15日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、関東学院大学大沢記念建築設備工学研究所（以下「研究所」という。）規程第3条第2号の簡易受託研究の取扱いについて定める。

(簡易受託研究の定義)

第2条 簡易受託研究とは、関東学院大学受託研究取扱規程第2条第2項に基づき、研究所が学外からの委託に基づいて行う学術上の研究、試験又は調査（以下「研究等」という。）であつて、かつ、その研究費が250万円未満の受託研究をいう。

(簡易受託研究の契約)

第3条 簡易受託研究の実施にあたっては、研究所は委託者との間に契約書を取りかわすものとする。

(研究責任者の決定)

第4条 簡易受託研究を行うにあたり、所長は研究所運営会議の議に基づき、大学内にその研究等に適する担当の研究責任者を定める。

(研究費の取扱)

第5条 簡易受託研究の収入は、大学の経常部収入として処理し、その支出は、大学経常部の研究所費として支出する。

(管理費)

第6条 管理費については、これを別途定める。

(成果内容の帰属)

第7条 研究等に基づく発明又は著作に関する権利の帰属又は利用については契約書に記載することを原則とする。

(設備等の帰属)

第8条 研究等に使用した機械器具等の設備が寄贈された場合は、学校法人関東学院に帰属するものとする。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、研究所運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この内規は、昭和53年3月15日から実施する。
- 2 この内規は、昭和61年6月18日から改正施行する。
- 3 この内規は、平成20年3月27日から改正施行する。

附 則

この内規は、平成25年3月21日に改正し、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この内規は、2018年1月18日に改正し、2018年4月1日から施行する。